

令和2年流山市教育委員会議第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年9月30日(水曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時25分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 中曾根 仁史
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎

7	事務局職員	教育総務課長補佐	川名 健二
		教育総務課庶務係長	矢代 薫
		教育総務課主事	石戸 寛論

8 議案等

議案第51号 流山市個人情報保護条例に基づく審査請求に対する裁決について

議案第52号 流山市GIGAスクール構想について

議案第53号 職員の分限処分について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

田中教育長 ただいまから、令和2年流山市教育委員会議第9回定例会を開会します。
まず、令和2年流山市教育委員会議第8回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 特になしということですので、承認することにいたします。
それでは、教育長報告をお願いします。

教育総務部長 それでは第8回教育委員会議以後の動きについて御報告いたします。私からは、9月議会の関係について御報告いたします。9月議会は、9月3日に開会し、10月6日に閉会予定となっております。会期は34日間です。現在、まだ会期中ですが、一般質問や所管の教育福祉委員会等、全ての委員会審査が終了しており、10月6日の閉会日を待つのみとなっております。なお、今回の一般質問は9月8日～11日までの4日間開催され、教育委員会に対しては8名の議員から質問がありました。主な質問の概要は、質疑順に、

- (1) 市内小中学校への防犯カメラの設置について。
- (2) 教育長の教育理念と今後の意気込み等について。
- (3) 来年の県立高校受験に対する出題範囲の制限等への考え方について。
- (4) 学校におけるICTの活用状況や、今後の対応等について。
- (5) コロナ禍における、学校及び学童クラブの対応状況等について。
- (6) 公共施設の利用制限による、利用料金の考え方について。
- (7) 学校体育館へのエアコン設置に向けた、その後の進捗状況について。

(8) 学校給食におけるアレルギーへの対応について。

等であり、教育長はじめ、3部長において答弁対応を行っています。

学校教育部長

私からは、各学校での行事、代替イベントについて報告いたします。新型コロナウイルス感染症の影響で、各学校では多くの行事が中止もしくは縮小されております。そのような中でも、各学校ではできる限り子どもたちに有意義な体験をさせようと、工夫を凝らした行事が行われております。例を申し上げますと、運動会の代わりに学年でダンスを練習し、保護者に披露したり、学年ごとのスポーツ大会を実施している学校もございます。また、林間学校の代わりに校庭でキャンプファイヤーをしたり、校外学習の代わりに、教職員が車で国会議事堂までの行程を撮影し、教室でそれを流し、教室をバスに見立てて類似校外学習を行った学校もあると聞いております。子どもたちの有意義な体験学習と楽しい思い出のために、教職員の努力により、それぞれの学校の実情に合わせた様々な取組が行われております。

生涯学習部長

私からは、博物館所管の審議会が2つ開催されましたので、これについて御報告いたします。はじめに9月3日、中央図書館の会議室で、令和2年度第1回流山市文化財審議会が開催されました。議題については、令和元年度の流山市文化財保護事業についての報告と、令和2年度流山市文化財保護事業の進捗状況等について報告させていただいたほか、割烹新川屋本館と秋元家住宅土蔵についての設計業務委託の結果について報告いたしました。続いて翌4日に、令和2年度第1回流山市市史編さん審議会が、同じく中央図書館会議室で行われました。議題については、令和2年度の流山市市史編さん事業についての報告と、思井にある恩田家から寄贈を受けた、恩田家文書の目録刊行について報告いたしました。なお、恩田家文書につきましては、10,000点ほどありますが、現在9,000点ほどが解読済みであり、こちらについては、目録の刊行の後、本文についても公開する予定です。

田中教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、以上で教育長報告については終了いたします。

ここで議事日程の追加があります。

議事日程の追加について、議案第53号「職員の分限処分について」を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第53号は議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議事に入りますが、議案第51号「流山市個人情報保護条例に基づく審査請求に対する裁決について」及び議案第53号「職員の分限処分について」は個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。

よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第52号「GIGAスクール構想について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(ICT機器を活用した教育の充実や、校務データと学習データを連携したシステムの構築及びICT教育を推進する体制について、本市のICT教育の目的を達成するために、流山市GIGAスクール構想を策定する旨の説明)

ICT機器を活用した教育の充実や校務データと学習データを連携したシステムの構築及びICT教育を推進する体制について、本市のICT教育の目的を達成するために、流山市GIGAスクール構想を策定するものです。構想の内容の詳細については、指導課長よりご説明いたします。

それでは本構想の詳細について御説明いたします。まず本構想の構成について、お手元の資料「流山市G I G Aスクール構想」をご覧ください。第1章では「ICT教育を推進するための指針」として、本構想策定の趣旨を記載しています。第2章では本構想の根拠となる国の動向をまとめております。第3章が本構想の中心部分となります。

はじめに、本市の総合計画及び教育振興基本計画におけるICT教育の位置づけを明確にしたうえで、学校現場でのICT教育の内容、データ連携のシステム構築、本構想の推進体制、実施スケジュール、またシステム構築における考え方などをまとめています。それでは、内容について順を追って御説明いたします。第1章では、本市におけるICT教育推進の指針をまとめています。国におけるICT教育推進の方針を踏まえ、本市としては「Society 5.0時代を見据えた新時代の学校・学びの実現」を目指して取り組んでまいります。また、本構想の推進期間を5年間と設定しています。

第2章では、国の法整備・計画・予算措置などを追いながら、国としてG I G Aスクール構想策定に至るまでの経過をまとめています。また、新学習指導要領におけるICT教育の位置づけ、及び各教科指導におけるICT活用の具体例を示した文部科学省による教育情報化の手引きについても記載しています。

第2章での国の動向を踏まえ、本市のG I G Aスクール構想の具体的内容をまとめたものが、第3章となります。流山市総合計画及び流山市教育振興基本計画に基づいて、第2節以降にまとめた具体的な取組を実施してまいります。6ページでは教育の現場における具体的なICTの活用についてまとめており、この構想の最も重要な部分となります。1人に1台配布されるタブレット端末及び様々なICT機器の活用により、子どもたちの学習の可能性は大きく広がり、個別最適化された学びの実現に向けて、様々な取組を進めてまいります。主な授業での活用の場面としては、個別学習における活用と協働学習における活用があります。個別学習では、インターネットやデジタル教材、写真や動画の撮影により個人での調べ学習の幅が広がります。学習の課題や作品を制作する際にも、タブレットを使用し写真、音声、動画などの素材を用いて多様な表現を取り入れることで、表現技法の向上につなげることができます。さらに、デジタルドリルソフトの活用で、児童・生徒1人1人の理解度に合わせた学習を進めることが可能になり、その学習記録データを、教師による適切かつ効率的な指導・支援に活かすことができます。また、特に特別な支援が必要な児童・生徒にとっては、その子の発達の段階や特性に応じて、視覚教材や聴覚

教材を適切に活用することにより、学習効果を高めることができます。協働学習では、話し合いや発表の際に、タブレットに各自が入力した自分の考えを、画面を使ってグループ内、さらには学級全体で共有し、他者の意見を踏まえた深い議論を展開することが容易になります。また、タブレットで各自が作成した資料を、大型提示装置で示しながら発表することで、プレゼンテーション能力の向上につなげることもできます。今回の新型コロナウイルス感染症による休校措置により、必要性が増している遠隔・オンライン学習についても推進していきます。今後のさらなる休校に備えることに加え、不登校の児童・生徒への学習機会の提供、および国際交流や学校間の交流など、オンライン学習の機能の活用を様々な目指してまいります。このように、児童・生徒にとっては、1人1台の端末を活用することで、これまでより情報機器に接する機会が増えることとなります。また、このような様々な場面で児童・生徒が端末に触れ、インターネット環境に接する機会も増えていくこととなります。それに伴って高まってくるのが、情報モラル教育の重要性です。現在も「ネット依存」やSNSの不適切な利用による様々なトラブルが社会問題となっています。そのことも踏まえ、情報モラルに関する指導を徹底し、児童・生徒がICT機器の適切な活用方法と情報の取扱いについて、自分自身で的確に判断し行動する力も育てていきたいと思えます。

8ページでは、これまでご説明した、様々なICTを活用した取組を可能にするためのシステム構築についてまとめています。まず取り組むべくこととして、現在、学校ごとにサーバーで管理している校務系システムをセンターサーバー化し、データの有効活用が可能になる状態へと整備していきます。そのうえで、校務系データと学習系データの連携を検討していきます。成績処理や出欠の管理、健康保健関係情報など、教師が行う業務に関するデータを校務系データと呼びます。これに対し、児童・生徒が各自の端末から入力した内容や、学習ドリルソフトでの学習履歴などのデータを学習データと呼びます。この2つのデータをそれぞれ一括管理し、かつ連携させることにより、児童・生徒1人1人の情報を一括して把握することで、子ども1人1人の状況が見える化し、適切な指導に活かしていく仕組みを検討しています。学習の状況や心身の状況が、データとして子ども自身にも見える化されることで、自分の到達度を自分で理解し、さらなる学習につなげていくという、「気づき」から「自立」へつながる学びを目指しています。また、校務系データの集約と学習データの適切な活用は、多忙化が懸念されている教職員の業務改善にもつながります。データの連携・見える化による教育効果として、「データの集約」、「見える化」、

「気づき」、「自立」の流れを繰り返すことにより、より学習効果を高めていけるものと考えています。

I C T教育の充実のためには、それを行う教職員の指導力の向上が欠かせません。先進自治体の研究や、I C T専門業者、地域ボランティアなどを活用して、学校の支援体制を整えてまいります。流山市の構想を推進していく体制についてご説明します。I C T教育に関する様々な取組や計画を検討するための組織として、「流山市I C T教育推進委員会」を8月に設置し、より専門的な見地からの指導助言をいただくために「流山市I C T教育推進顧問」として東京理科大学から、大学教授を招へいしました。また、学校現場の意見を吸い上げ、さらにより良いI C T教育を全ての小中学校に浸透させるために、各学校から1名ずつを「流山市I C T教育推進リーダー」として任命し、教育委員会と学校現場との連携を深めていく体制を整えます。今回の構想実現のためには、環境整備、I C T機器の管理、サポート体制、教職員研修など様々な業務が必要となります。そこでそれらの業務を効果的かつ効率的に推進するために、I C T専門業者への業務委託も進めてまいります。また、地域学校協働本部等、地域と連携して、I C Tの技術に長けた地域人材を活用することも進めてまいります。

次に、この構想のスケジュールをご説明いたします。ステップ1として、令和2年度に校内無線LANの全校整備を行うとともに、1人1台端末整備を予算化します。これにより、I C Tを活用した様々な学習の実践がスタートします。ステップ2として、令和3年度より、学校現場でのI C T教育の実践の積み重ねと合わせて、校務系システムのセンターサーバー化を実現し、教育ビッグデータの蓄積を進めてまいります。ステップ3として、令和4年度以降になりますが、校務系データと学習系データを連携させることでの教育ビッグデータの活用を予定しています。12ページをご覧ください。これまでご説明しました本市の構想を実現するためのシステムの構築についてまとめています。本市は、これまで文部科学省などが進めてきた、渋谷区、大阪市、奈良市などの実証事業の結果を踏まえて、システム構築を進めてまいります。児童・生徒用端末に基づく学習システムと、教職員用端末に基づく校務システムを、中間サーバーを介してデータ連携することで、教育ビッグデータを活用できるG I G Aスクールシステムの構築を目指します。これをまとめて示したものが、13ページの図になります。このシステムの構築に当たっては、様々な専門業者との連携なくしては実現できませんし、多額の予算も必要となります。そこで本システムの構築に当たっては、各システムの互換性の確保と、国全体の共通の

仕様とすること、またシステムの安定性継続性の確保の観点から、業務委託先の選定には慎重に対処することを記載しています。また、本システムの更新時期は5年を目途に考えております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

4ページの1の学習指導要領の「情報化」が新設されたとありますが、この化は「化」ですか？「科」ですか？新設されたというのが教科としての情報科であれば平成元年度ではないですし、学習指導要領改定の趣旨の中には社会の情勢として情報化という言葉が入ってきたのは平成元年なので、表現が不適切なのではないかと思いますがどうですか。

指導課長

確認させていただきます。

堀内委員

1人1台端末になると、家庭にタブレットを持ち帰るということも、将来的に可能性としては高いのですか。

指導課長

はい、家庭にも持ち帰って使用できるようにと考えています。

堀内委員

今回、議会の方でも話が出ていますが、安全の確保にも通じる、常に居場所が確定できるといったようなことについては、検討材料になる可能性はありますか。

学校教育部長

恐らくGPS機能といったことを想定されているかと思いますが、まだそこまでは検討しておりません。これは御意見として頂戴したいと思います。

堀内委員

学校に監視カメラ、防犯カメラという位置付けで、事実の確認用にカメラを設置することを、個人的には以前からご提案したいと思っていました。客観的な事実を、いろいろな方から話を伺って確認するというのはやはり限界があると思います。駅など公的な場所には多数設置されていますし、通常は安全に学習活動を行うためのものとして、何かあった時は確認用にとということで、カメラの設置とこのGPSが連携できればと思います。

学校教育部長 現在の想定としては、タブレットについてはW i - F i でつなげることを考えております。G P S等の機能を付加するとすると、4 G、5 Gの通信が必要となり、料金もかかってきますので、現在G P Sについては考えておりません。また、タブレットに防犯カメラの機能を付けることは難しいと考えております。

杉浦教育長職務代理者 2点伺いたいのですが、まず、流山市のG I G Aスクール構想では、家庭学習もドリル等を使用して取り組んでいく、ということでしたが、国のG I G Aスクール構想は、基本は学校内での高度なI C T化の推進で、オンライン学習等は、あくまでも緊急時におけるオンライン学習、といった設定だったと思います。家庭学習も取り込んだ意味でのG I G Aスクール化というのは、国の想定しているG I G Aスクール構想より一步踏み込んだものを、流山市はやろうとしていると捉えていいのでしょうか。それに関して、子どもが家庭にタブレットを持ち帰った場合、いわゆる「ネット格差」と言われるように、家庭のネット環境が整っていない場合、どのように対応していくのか、ということがまず1点です。もう1点は、今の御説明の中で、校務系データと学習系データを統一し、データセンター化するというお話がありましたが、これは、かなり個人情報のかの塊の部分かと思えます。それが、例えば教育委員会の指導課のどこかにデータセンター化されたサーバーが置かれ、基本的には教育委員会が管理をするのか、その部分がよく分からなかったのですが、いかがでしょうか。

学校教育部長 まず1点目の、国より一步先に進んでいるのか、ということに関してですが、御存じのとおり、G I G Aスクール構想は新型コロナウイルス感染症の影響でかなり施策が早まっており、実際、2022年度に1人1台端末完了を目標にしていたものが、今年度中に整備するということになっています。プログラミング教育や様々なI C T機器を使うことにより、未来の子どもたちが将来どのような道に進んでいくか分からない中で、こうした機器を使っただけの教育を進めていくという目的の中、実は2、3年前にも、不登校の子どもに対する支援として、こうした情報端末で家庭でも学習できるようにという、文部科学省からの通知もありました。流れの中で個別最適化された学習ができるように、というひとつの目的もあり、文部科学省のG I G Aスクール構想を進める中に、全くその構想がなかったというわけではなく、先進地では持ち帰りで家庭学習もできるようにと想定している中で進めております。ですから、流山市では、文部科学省から言われている以上のことを特化してやっている訳ではなく、そう

した意図も踏まえて、ある程度先進をいつている、といった御理解をしていただければいいのかと思います。また、Wi-Fi環境については、環境が整っている家庭、整っていない家庭について実際に調査をしたところ、整っていない家庭もありましたので、その支援については今、どこまで支援を広げるか等について検討を進めているところです。

2点目の、パソコンのセンターサーバー化については、過去にも議論があったということを知っています。現在、サーバーは各学校にあるのですが、センターサーバー化というのは、いわゆるクラウドで、ここにデータを落としてセンターサーバーとする、というやり方をします。クラウド化の良いところは、児童・生徒もそうなのですが、教職員が、あまり自宅での仕事は推奨しませんが、自宅でも個別のIDやパスワードにより、情報を得たり仕事ができるという仕組みを想定しています。以前にもセンターサーバー化、クラウド化することについて議論があり、これを行うとデータが漏えいした時に、一気に流山市16,400人分のデータが全部漏れてしまうだろう、といった議論の中で、最終的には各学校にハードディスクのサーバーを置いて管理するという結論に至ったと聞いております。クラウド化、センターサーバー化については、文部科学省から、取組の中で是非進めて欲しいという通知も来ておりますので、ご指摘いただいた個人情報の漏えいは、非常に心配される場所ではありますが、世の中はかなりクラウド化、センターサーバー化が進んでおり、セキュリティ技術についてもかなり進んでいる、という理解もしていますので、センターサーバー化を進めていくという計画になっております。

指導課長

私からは補足ということで説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。学校外での学習についてですが、私共で、文部科学省と総務省で実施した、渋谷区、大阪市等の地域の研究成果を基に研究しています。これらの市も、同じように家庭にタブレット端末を持ち帰り、学習を進めるということを行っております。また、今回の新型コロナウイルス感染症により、千葉県教育委員会からも、端末用のドリルの補助金ということで提供がありましたので、それを踏まえて実施していきたいと思っております。また、センターサーバー化についてですが、実は東葛6市の中で、各学校にサーバーがあるのは流山市のみとなっております。他市は全てセンターサーバー化を行っていますが、信用性がとても大事です。そこで、総務省から出ている「スマートスクール・プラットフォーム技術仕様」、つまりシステムの構築の仕様があるのですが、学習系と校務系の情報が洩れてはいけませんので、この技術仕様に沿って、セ

セキュリティを確保した上で、構築を進めていきたいと思います。そして事業者は実績、信頼を重視した選定を行い、さらなるセキュリティの構築に努めていきたいと思います。

教育総務部長

文部科学省が作成した Society 5.0、GIGAスクール構想について、重複する部分があるかもしれませんが、私からも少し説明させていただきます。もともと文部科学省が Society 5.0、GIGAスクール構想を作成、取りまとめたのは、学校内における情報化の推進、という観点からです。学校内で、と考えていたのは、高校以上の学校種では、通信制の授業、特に高校では顕著なのですが、今、生徒数は減っていますが、全日制と比べ通信制の高校だけはどんどん伸びています。情報化の進展により、通信制による授業を文部科学省が推奨してはいるのですが、一方で、小中学校の義務教育段階では、やはり対面による授業が重要である、という認識で構想を取りまとめたものです。なお、新型コロナウイルス感染症による休校措置という、想定していなかった事態が発生し、授業が十分に行えない状況になりました。このため、今後また第二波、第三波といったことも視野に入れ、家庭学習でも使えるようにということで、文部科学省でも方向性が変わってきている、ということが言えます。今回、市の方で進めようとしているこの取組は、文部科学省の方針とも合致しておりますので、是非推進していくべきだと考えています。

田中教育長

これから様々な、新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいは自然災害等によって長期の休校になった時に、ある程度、家庭においても継続的な学習を保障するために変わってきたということだと思います。これから1人1台タブレットが届きますが、家庭学習といっても、予習型になるのではないかと思います。例えば、算数の授業で明日これをやるので、タブレットを家に持ち帰り、自分なりに家庭学習、調べ学習をして、実際自分が予習してきたことを、授業でもう一度振り返りをしよう、といった、最初は家庭学習の取組から入っていきながら、いろいろなワークやドリルを使っていく形になるのかなと思います。全てをオンラインでやるわけではないので、やはり対面学習とオンライン学習をどのようにうまくマッチングして、普段の学校生活の中でやっていくかということが、これからの大きな一つの課題になるのかと思っています。

割田委員

資料の12ページに「流山市セキュリティポリシー」という言葉が出ていますが、これはもうできているのですか。

指導課長	はい。
スポーツ振興課長	「流山市セキュリティポリシー」はかなり以前からあります。以前、情報政策部門におりましたので御説明させていただきますが、情報セキュリティポリシーについては平成15年度から策定しており、総務省からのセキュリティのガイドラインが改定されるごとに、流山市のセキュリティポリシーを見直して、現在も全庁的に、システム構築については、必要なセキュリティ案件を載せたものを準備しております。
割田委員	修正はその都度入り、今に至っているということで、最新版ということなのですね。
スポーツ振興課長	はい。
割田委員	ICT教育推進リーダーは1名ということですが、作業の負担量が大いのではないかという印象を受けたのですが。
指導課長	ICT教育推進リーダーの仕事は、ICTについての研修を受けて校内の職員に周知を図るということで、学校の代表として来ていただき、受けた研修内容を各学校に広めていただきます。但し、ICT教育は、負担感を強く感じるとなかなか厳しいと思うので、研修を受けて、とても良かったという内容を中心に広めていけたらと思います。
学校教育部長	システムの構築や機器の難しい部分を推進委員会でやるのではなく、例えば使い方や、どのように授業を行ったらよいのか、研修のソフトの扱い、といった部分を行っていくので、負担にならないように、仕組みや様々な設定といった部分は、今のところ業者等にお任せしようと思っています。
田中教育長	今現在も、各学校には情報担当ということで、校務分掌の中に職員が1人あてがわれていますので、その校務分掌の情報担当がこれに代わる、というようにイメージしていただければと思います。

割田委員	民間事業者に業務委託をする方針ということで、業者の選定は今順調に進んでいるのですか。
指導課長	この構想は今回の会議で議決をいただき、これから予算等を確保し、先ほどもお伝えしましたが、実績があり信頼ができる業者の選定に進んでまいります。スケジュール的にははっきり申し上げることはできませんが、早期に実現したいと思っています。
田中教育長	できれば今年度中には業務委託を結び、新年度、よい形でスタートできるようにはしたいと思います。
割田委員	費用面についてですが、G I G Aスクール補助対象としては校内のLANの整備までということで、中間サーバー等を用意するとなると、国からの補助は出るのでしょうか。
指導課長	国の補助金は、中間サーバーについてはございません。ただ、先進的に取り組んでいる自治体は実は数が少なく、この構想の実現に向けては様々な課題があると思いますが、様々な実証実験を行ったものの中から、よりスリムにコンパクトな費用でできるような形で今後組んでいきたいと考えています。
割田委員	費用の概算についてはこれから出てくるということですか。
指導課長	はい。
田中教育長	ほかに御意見、ご質問はありますか。
	(特になし との声あり)
田中教育長	質問がないようですので、議案第52号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)

田中教育長	御異議なしと認めます。よって議案第52号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。
学校施設課長	(学校施設だよりの配布について報告)
学校教育課長	(指定学校変更許可基準及び区域外就学基準について報告)
スポーツ振興課長	(キッコーマン アリーナ ネーミングライツ契約の更新について報告)
図書館長	(「流山市子どもの読書活動推進計画」のブックスタート関連事業として、子育て関連施設にブックセットを設置したことについて、(仮称)南流山地域図書館及び児童センター整備事業について報告)
博物館長	(大畔中ノ割遺跡発掘現場見学会について報告)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
田中教育長	特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。 続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。 (傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)
	議案第51号「流山市個人情報保護条例に基づく審査請求に対する裁決について」 学校教育部長、いじめ防止相談対策室長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。 (主な質疑) (問)「処分庁」と「審査庁」という言葉が出てくるが、これは「処分庁」は指導課、「審査庁」は学校教育課ということになるのか。 (答)教育コンサルテーションを行っているのが指導課であり、学校教育課は学校教育部の庶務担当課であることから、教育委員会組織規則の事務分

掌において、審査庁として規定されているため、このようになっている。

田中教育長

次に、議案第53号「職員の分限処分について」を議題とします。本案件につきましても、人事案件となりますので、人事担当課長を除く次長及び課長、事務局職員の退室を求めます。

(職員退室)

議案第53号「職員の分限処分について」

教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

田中教育長

職員の退室を解きます。

(職員入室)

田中教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

その他協議する事項があればお願いします。

いじめ防止相
談対策室長

(いじめ重大事態の報告書に対する被害者からの所見の提出について、学校での事故による請求書を受領した件について)

田中教育長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、10月22日(木曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、10月22日(木曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第9回定例会を終了します。

(閉会 午前11時25分)